

# 登記すべき事項の 事前申出書（登記事項の提出） の操作について



電子署名  
不要

CD-Rの  
提出不要

完了したことが  
分かる



さいたま地方法務局  
法人登記部門

法務省ホームページの申請ソフトを利用すると  
申請書を作成しながら「登記すべき事項」を  
管轄法務局へ送信することができます。

※電子署名は不要です。

申請ソフトのダウンロード

申請者情報にログイン

申請データの  
管理が簡単

申請書の作成

8:30~21:00  
送信可能

「登記すべき事項」を送信  
※到達通知を印刷

CD-R不要

申請書を印刷

管轄法務局へ提出(窓口または郵送)

- ①到達通知
- ②申請書
- ③委任状(必要な方のみ)
- ④添付書類

☆補正がある場合は、電話連絡 もしくは お知らせ通知が送信されます。

完了したことが分かる

完了すると法務局からお知らせ通知が送信されます

# ダウンロード ①登録・供託オンライン申請システムにアクセス

## ②申請用総合ソフトの「ダウンロード」をクリック



- 申請用総合ソフトのダウンロード  
申請用総合ソフトとは、申請書作成から、電子署名の付与、送信、電子公文書の取得、データ管理の全ての操作を行うことができ、登録・供託オンライン申請システムで取り扱う手続の全てを行うことが可能なソフトウェアです。  
なお、申請用総合ソフト及び登記簿情報表示ツールをインストールした方は、使用許諾書の全ての条項に同意したものとみなされます。
- 登記簿情報表示ツール及びPDF署名プラグインは必須に応じてインストールして下さい。
- 申請用総合ソフト及び登記簿情報表示ツール使用許諾書
- 申請用総合ソフト README
- 申請用総合ソフト更新履歴はこちらをご覧ください。

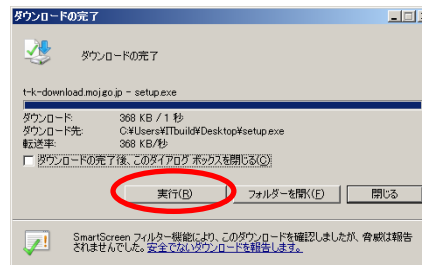
ソフトウェア名	内容	バージョン情報 (更新日)	ファイルサイズ	ダウンロードボタン
申請用総合ソフト	「申請用総合ソフト」の本体のインストールです。ダウンロードしたsetup.exeをダブルクリックして、インストールを実行してください。 なお、setup.exeの発注元は「t-k-download.moj.jp」	4.2A (H27.12.25)	27.2M	<a href="#">ダウンロード</a>

## ③発信元を確認して「保存」

発行元：download.moj.go.jp

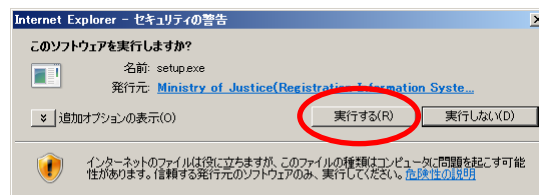


## ④「実行」

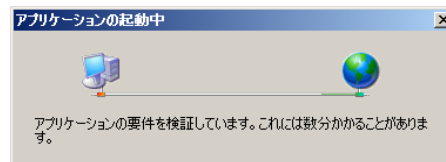


## ⑤発信元を確認して「実行する」

発行元：Ministry of Justice



(しばらく待つ)

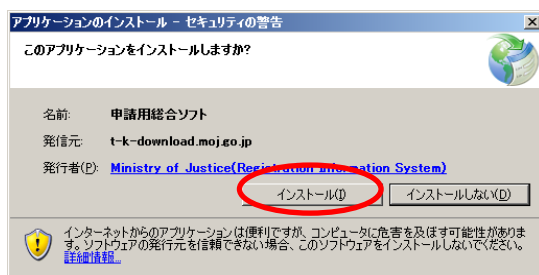


## 「アプリケーションのインストール セキュリティの警告」

画面が表示された場合は

発行者を確認して「インストール」

発行者：Ministry of Justice



# 申請者情報を登録してログイン

「登記・供託オンライン申請システム」



⑥「トップページ」

「申請者情報登録」

申請者情報を登録

【必須】を入力後、「確認」を

クリックすると登録完了



Step1 申請者情報新規入力 Step2 申請者情報入力内容確認 Step3 申請者情報登録結果確認

▼登録する申請者情報を入力してください。  
※1年間ご利用(ログイン)のない申請者IDは無効となります。

申請者ID【必須】	< 半角英数字11文字以内 >
パスワード【必須】	< 半角英数字8文字以上20文字以内 英数字混在必須 > ▼確認のため、もう一度コピーせず直接入力してください。 < 半角英数字8文字以上20文字以内 英数字混在必須 > ※「申請者ID」及び「パスワード」は、申請者において任意に決めたと、入力してください。
氏名【必須】	▲(全角20文字以内スペース不可)
氏名(フリガナ)【必須】	▲(全角カタカナ20文字以内スペース不可)
郵便番号【必須】	〒 < 半角数字 > (例) 123 - 4567
住所【必須】	▲(全角80文字以内) (例) 東京都千代田区大手町1-1-1
住所(フリガナ)	▲(全角カタカナ150文字以内) (例) トウキョウトチヨダクオオヤマチ1-1-1
職業	国法書士
連絡先・電話番号【必須】	< 半角20文字以内 > (例) 12-3456-7890 ※ハイフンを入力してください
連絡先・FAX番号	< 半角20文字以内 > (例) 12-3456-7890 ※ハイフンを入力してください
メールアドレス【必須】	< 半角100文字以内 > ▼確認のため、もう一度コピーせず直接入力してください。 < 半角100文字以内 > ※インターネット経由で受信可能なメールアドレスを入力してください。
メールの受信内容選択	▼申請の進捗状況に応じてメールでご案内します。 受信するメールをチェックしてください。 <input type="checkbox"/> 全てのメールを受信(全ての項目がチェックされます。) <input type="checkbox"/> 受付のお知らせ <input type="checkbox"/> 請求書発行のお知らせ <input type="checkbox"/> 法務局からのお知らせ <input type="checkbox"/> 公文書発行のお知らせ <input type="checkbox"/> 納付情報のお知らせ
質問(キーワード)【必須】	思い出の場所は? パスワードを忘れた場合に使われるキーワードになります。
答え(キーワード)【必須】	パスワードを忘れた場合に使われるキーワードになります。



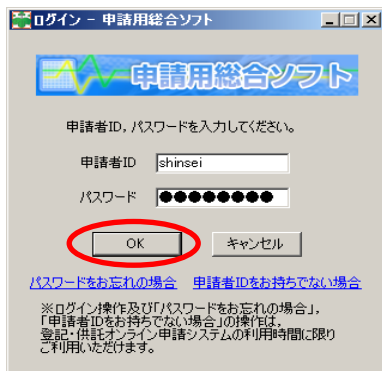
⑦パソコン上のアイコンをダブルクリック



⑧(⑥で申請者情報を登録した)

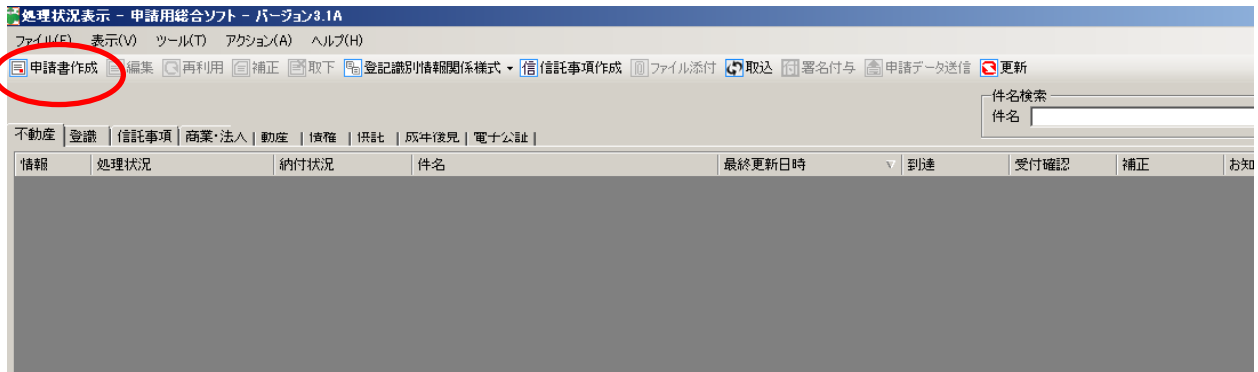
「申請者ID」「パスワード」入力後

「OK」



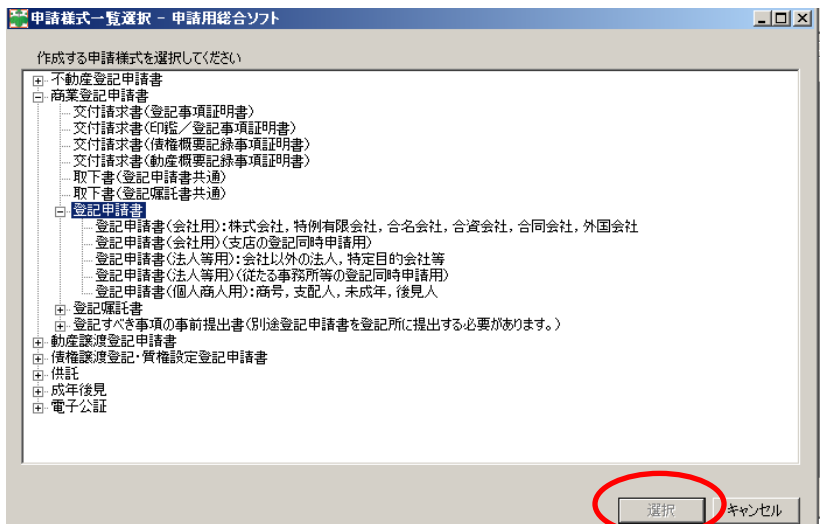
※「次回表示しない」をチェックすると次回は表示されません。

## ⑨申請書作成



## ⑩申請書様式を選んで「選択」

会社用  
 法人(会社以外の法人)用



## ⑪「件名」「〇〇〇登記申請書」「商号」「本店」「登記の事由」等を入力

申請書作成・編集 - 申請用総合ソフト  
 ファイル(F) 編集(E) アクション(A) ヘルプ(H)  
 プレビュー表示  外字挿入  漢字検索  チェック  一時保存  再読込  完了  閉じる  
 申請書の情報  
 様式名 登記申請書(会社用):株式会社,特例有限会社,合名会社,合資会社,合同会社,外国会社  
 件名 (必須) 〇〇〇登記申請書  
 ※件名は法務省にお知らせしません。利用者が管理しやすいよう自由に設定してください。  
 納付情報(※電子納付を行う際に必要となります)  
 氏名または法人団体名 (全角カナ24文字以内)  
 \_\_\_\_\_  
 手続案内 ボタンを押すと、手続の案内を表示します。  
 証明書情報取込 登記された代表者の方が変更の登記等を申請する場合には、商業登記に基づく電子証明書ファイルを格納している磁気ディスク(R)をセットして、「証明書情報取込」ボタンを押してください。電子証明書の情報をもとに、申請人情報等が自動入力されます。  
 役員変更 登記申請書  
 ※ 申請する会社・法人の指定方法をはじめに選択してください。  
 「オンライン会社・法人検索」により保存した会社・法人情報を取り込むことで自動表示されます。  
 「会社・法人情報直接入力」による場合は、会社・法人情報が正確に一致しない場合や外字を含む場合には申請はエラーとなります。  
 この場合には、「オンライン会社・法人検索」により会社・法人を特定し、再度、申請してください。  
 申請対象  
 会社・法人の指定方法  
 オンライン会社・法人検索 (推奨) インターネットから、会社・法人を検索し、会社・法人情報をこの申請書に取り込むことができます(平日8:30~21:00(システム保守時間帯を除く。))。  
 会社・法人情報直接入力 会社法人等番号又は商号・名称、本店・主たる事務所を直接入力して指定することができます。注:会社・法人情報は、正確に入力してください。  
 会社種別 株式会社 会社法人等番号(半角数字12桁) XXXX-XX-XXXXXXの「-」を除く数値のみを入力  
 商(会社の名前)号 株式会社法務  
 本(会社の住所)店 埼玉県さいたま市中央区下落合五丁目12番1号  
 支店 \_\_\_\_\_  
 登記の事由 取締役および代表取締役の変更  
 登記すべき事項 別紙のとおり 別紙表示

## ⑫「登録免許税」「添付書類」「印鑑届出の有無」「申請年月日」「申請人」等を入力

申請書作成・編集 - 申請用総合ソフト

ファイル(F) 編集(E) アクション(A) ヘルプ(H)

プレビュー表示 外字挿入 漢字検索 チェック 一時保存 再読込 完了 閉じる

申請書の情報

様式名 登記申請書(会社用):株式会社, 特例有限会社, 合名会社, 合資会社, 合同会社, 外国会社

件名 (必須)

※件名は法務省にお知らせできません。利用者が管理しやすいよう自由に設定してください。

納付情報(※電子納付を行う際に必要となります)

氏名または法人団体名 (全角カナ24文字以内)

登記すべき事項 別紙のとおり 別紙表示

課税標準金額 金  円(半角入力)

登録免許税額 金 10000 円(半角入力)

課税 (軽減措置なし)  非課税 又は軽減措置

※非課税又は軽減措置が適用されるときは、その法律上の根拠を括弧内に入力してください。(例)登録免許税法第5条第5号、租税特別措置法第64条の5

添付書類

※別に登記所あてに持参又は送付するものがあるときは、各添付書類ごとにその旨を明記してください。

株主総会議事録	1通
株主リスト	1通
取締役会議事録	1通
就任承諾書	3通

印鑑届出の有無  無  有※ 管轄登記所に別途届出

上記のとおり登記を申請する。

申請年月日 平成29年1月11日

カレンダー

申請人

本店 埼玉県さいたま市中央区下落合五丁目12番1号

商号 株式会社法務

代表者住所 埼玉県さいたま市中央区下落合五丁目12番1号

資格 代表取締役 氏名 法務太郎

## ⑬「代理人(代理人申請の場合)」「申請先登記所選択」「委任状の作成(代理人申請の場合)」等を入力

申請書作成・編集 - 申請用総合ソフト

ファイル(F) 編集(E) アクション(A) ヘルプ(H)

プレビュー表示 外字挿入 漢字検索 チェック 一時保存 再読込 完了 閉じる

申請書の情報

様式名 登記申請書(会社用):株式会社, 特例有限会社, 合名会社, 合資会社, 合同会社, 外国会社

件名 (必須)

※件名は法務省にお知らせできません。利用者が管理しやすいよう自由に設定してください。

納付情報(※電子納付を行う際に必要となります)

氏名または法人団体名 (全角カナ24文字以内)

申請人

本店 埼玉県さいたま市中央区下落合五丁目12番1号

商号 株式会社法務

代表者住所 埼玉県さいたま市中央区下落合五丁目12番1号

資格 代表取締役 氏名 法務太郎

上記代理人

登録事項転記 ボタンを押すと、利用者登録情報が転記されます。

住所

氏名

申請先登記所 登記所名 さいたま地方法務局 御中 登記所コード 0900

申請先登記所選択

登記所管轄一覧ヘルリンク インターネットから、登記所の管轄を確認することができます。

経由の有無  無  有 ※ 管轄登記所以外の登記所を経由して申請すべき場合は、「有」をチェックし、管轄登記所名を以下に入力してください。

管轄登記所

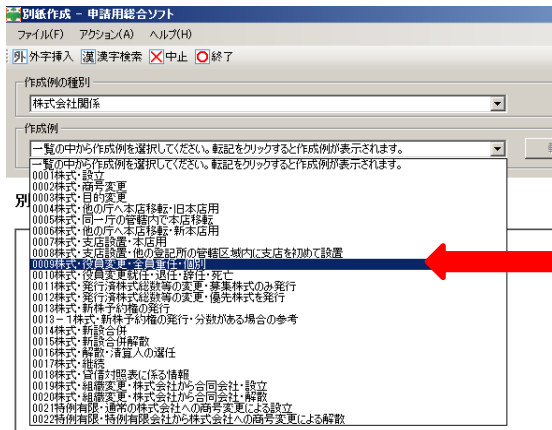
その他の申請書記載事項 ※ 上記以外に申請書に記載すべき事項があるときは、次に記載してください。

委任状の作成 委任状が必要な場合は、このボタンを押して委任状を作成してください。

会社・法人種別指定欄

⑭「別紙作成」類似するものを選んで、必要な事項を入力します。

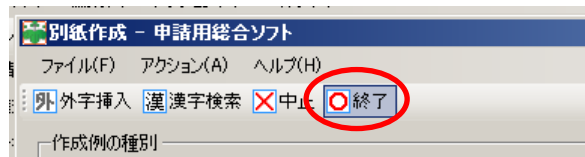
(ひな形は法務局HPを参照、または登記相談(予約制)を利用できます。)



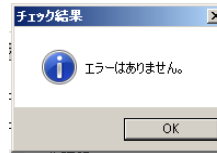
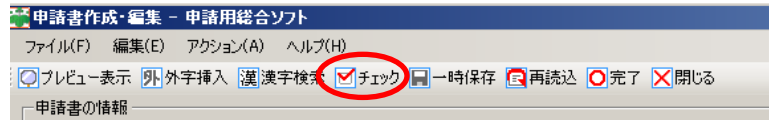
別紙 (登記すべき事項)

「役員に関する事項」  
 「資格」 取締役  
 「氏名」 法務太郎  
 「原年」 平成 29年 1月 11日 重任  
 「役員に関する事項」  
 「資格」 取締役  
 「氏名」 法務太郎  
 「原年」 平成 29年 1月 11日 重任  
 「役員に関する事項」  
 「資格」 取締役  
 「氏名」 法務太郎  
 「原年」 平成 29年 1月 11日 重任  
 「役員に関する事項」  
 「資格」 代表取締役  
 「住所」 埼玉県さいたま市下落合五丁目1番1号  
 「氏名」 法務太郎  
 「原年」 平成 28年 1月 11日 重任

⑮「終了」

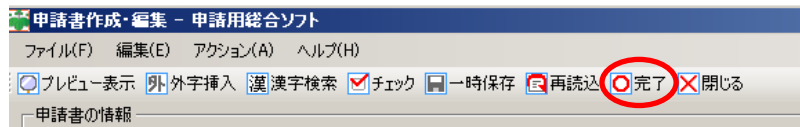


⑯「チェック」

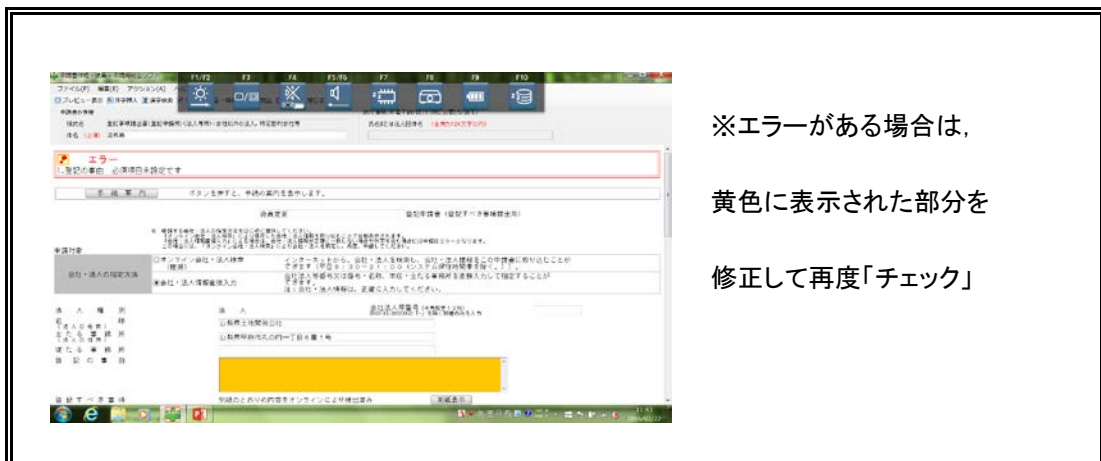


⑰「OK」

⑱「完了」



⑲「OK」

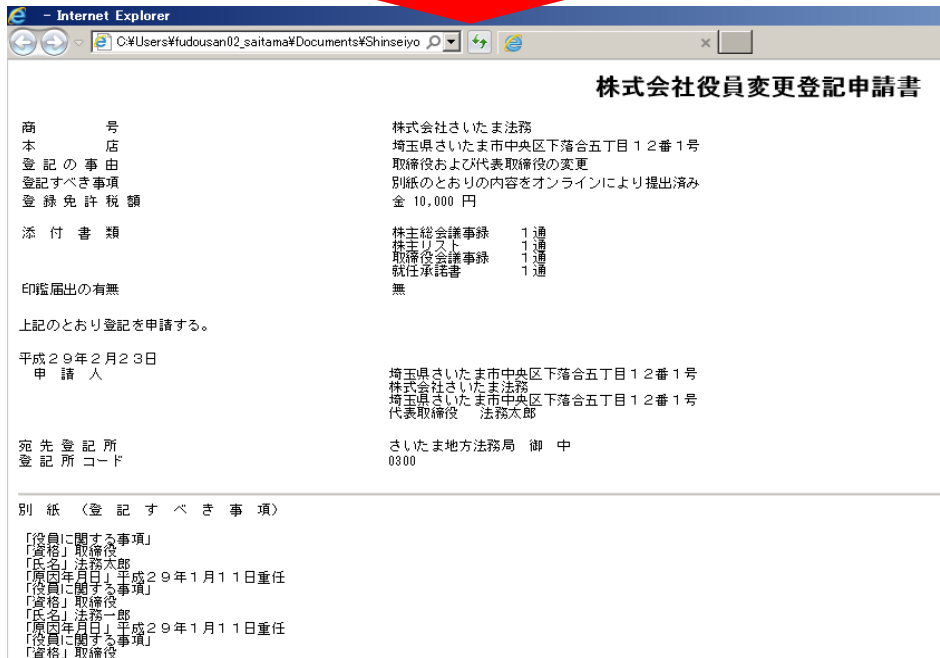


※エラーがある場合は、黄色に表示された部分を修正して再度「チェック」



# データ送信

「未送信」と表示されている「件名」をクリックすると、作成した申請情報・別紙が確認できます。



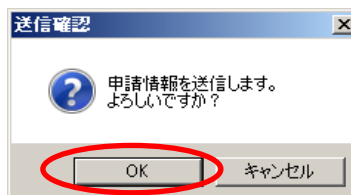
## ⑳「申請データ」送信



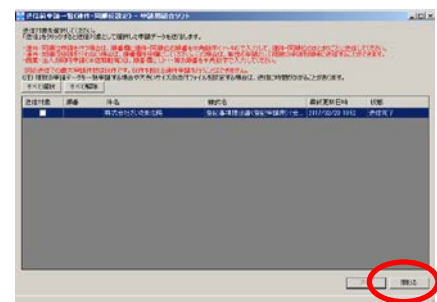
## ㉑「チェック」をして「送信」



## ㉒「OK」



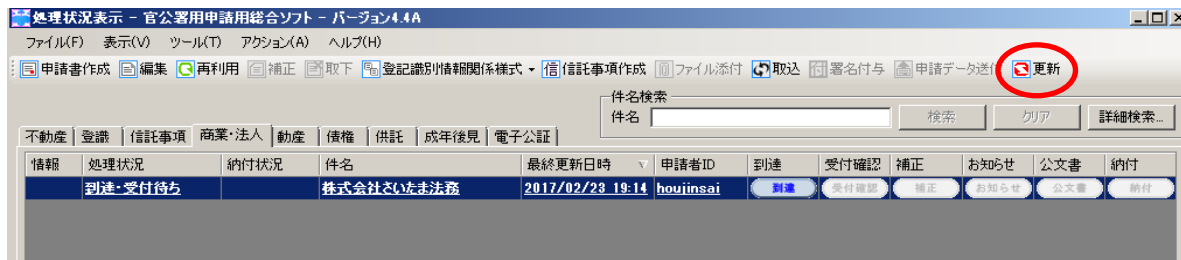
## ㉓「閉じる」



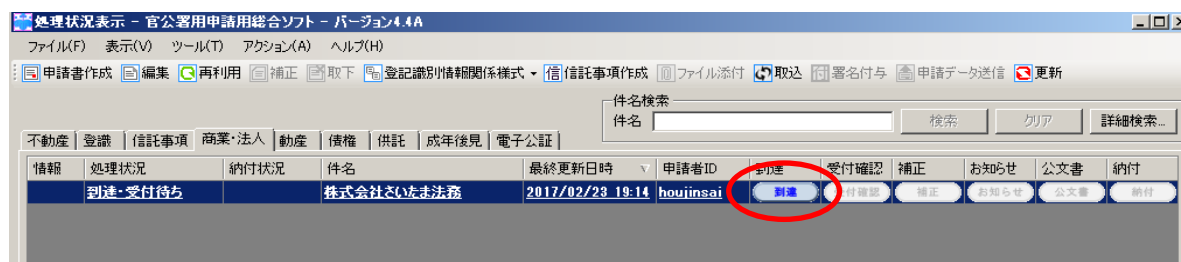


# 到達通知印刷・申請書・委任状印刷

⑭「更新」(「到達欄」が黒く点灯するまで「更新」をクリックします。)



⑮「到達欄」が黒く点灯したら、「到達」をクリックします。



⑯「到達通知」が表示されたら、印刷します。

## 到達通知

以下のとおり、登記・供託オンライン申請システムに申請データが登録されましたので、お知らせします。

本到達通知を印刷し、申請書の次に添付し、他の添付書類と併せて、登記所窓口へ提出してください。  
提出番号は申請の処理状況の確認や、各種問い合わせ時に必要となりますので、大切に保管してください。

登記事項提出書又は登記すべき事項に修正等がある場合には、再度登記事項提出書を作成・送信し、  
再送信した登記事項提出書をもとに申請書を作成してください。

なお、オンラインによる登記事項提出書の補正・取下げはできません。登記所窓口において手続きをお願いします。

提出番号 : 20170223-031454-001  
商号 : 株式会社さいたま法務  
本店 : 埼玉県さいたま市中央区下落合五丁目12番1号  
処理状況確認番号 : 97216166541532435212  
申請者名 : 法務太郎 様  
手続名 : 登記事項提出書(登記申請用)(会社用):株式会社, 特例有限会社, 合名会社, 合資会社, 合同会社, 外国会社  
到達日時 : 2017年02月23日19時14分20秒

登記・供託オンライン申請システム

①到達通知(印刷)

②申請書(印刷)

③委任状 ※必要な方(代理人が申請する場合)のみ

④添付書類

①②③④がそろったら、登記申請へ

## 管轄法務局へ提出(登記申請)

※必ず連絡先(電話番号)を記載してください。

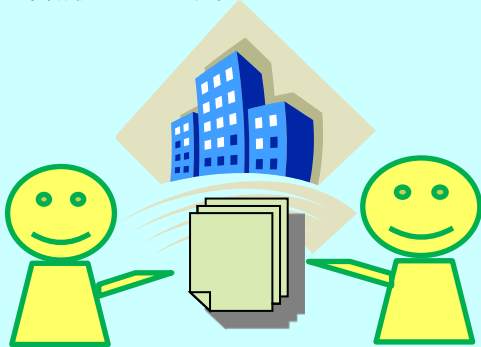
※埼玉県全域の商業・法人登記管轄はさいたま地方法務局(本局)です。

### 窓口申請

※書類のチェックを希望される方は

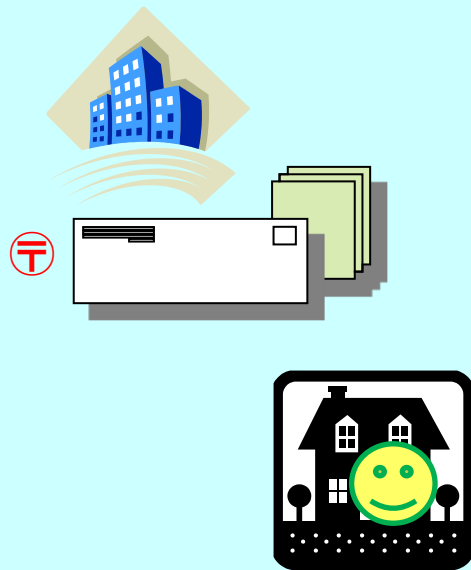
登記相談窓口(事前予約制)をご利用ください。

(審査は申請後となります。)



### 郵送申請

又は



法務局が受付を確認すると、受付確認が黒く点灯、クリックすると、受付番号等の内容が確認できます。

☆書類を審査して、不備があるときは、電話 または お知らせ通知 によりご連絡します。

**完了すると、法務局からお知らせ通知が送信されます。**

(完了予定日は法務局ホームページで確認できます。郵送申請は、到着日の午後の受付です。)

申請書類の書式・管轄のご案内はこちら

法務局ホームページ

<http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/index.html>

登記相談(予約制)のご案内

さいたま地方法務局での会社・法人の登記相談の予約はこちら

048-851-1000 ガイダンス2番→2番

サポートデスク

登記・供託オンライン申請システム操作サポートデスク

050ビジネスダイヤル：050-3786-5797

NTTコミュニケーションズのIP電話番号：050-3822-2811または2812

平日 8:30~19:00 (祝日・休日・12月29日から1月3日を除く)

さいたま地方法務局

048-851-1000